

建設工事の入札金額見積内訳書に係る杉戸町の取扱い

1 内訳書とは？

入札金額見積内訳書（以下「内訳書」という。）は、談合その他の不正行為の排除、ダンピング受注（その請負の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結をいう。）の防止などを目的として、入札参加者に提出を求め、発注者がその内容の確認等を行うための資料である。

2 対象案件

入札参加者に入札書の提出（初度入札の入札書提出時に限る。以下同じ。）と同時に内訳書の提出を求めるのは、建設工事の競争入札とする。

3 入札参加者への周知

入札公告又は指名通知に内訳書の取扱いについて記載し、入札参加者に対して内訳書の提出について周知する。また、当取扱いについては、町ホームページに掲載し、広く周知するものとする。

4 入札参加者に提示する内訳書

- (1) 発注者は、入札参加者が記入すべき項目を表記した内訳書を入札参加者に提示する。
- (2) 発注者は、入札参加者に必ず記入してもらう項目の欄を「必ず記入」と表示する。ただし、建設工事の場合、材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、建退共制度の掛け金、安全衛生費については、当面の間、「必ず記入」とはしない。

5 内訳書の提出を求めた場合における内訳書の未提出

次に該当する場合は「内訳書の未提出」とし、杉戸町契約規則に規定する「入札の無効」に該当するものとして、当該入札参加者の入札を無効とする。

- (1) 内訳書の全部が提出されていない場合
- (2) 内訳書の一部が提出されていない場合
- (3) 内訳書として提出されたものが、明らかに当該入札の内訳書と関係のないものと発注者が判断した場合
- (4) 内訳書に記入された工事名、工事場所、直接工事費の内訳（工種名）及び入札額等から、明らかに他の工事の内訳書と発注者が判断した場合
- (5) 内訳書に記入された入札参加者の所在地、名称・商号及び代表者名から、明らかに当該内訳書が入札書を提出した者と異なる者の内訳書と発注者が判断した場合
- (6) 上記（1）から（5）以外で発注者が「内訳書の未提出」と判断した場合

6 不備のある内訳書

次に該当する内訳書は「不備のある内訳書」とし、杉戸町契約規則に規定する「入札の無効」に該当するものとして、当該内訳書を提出した者の入札を無効とする。

- (1) 他社の内訳書と一緒に提出された内訳書

- (2) 内訳書の内容が異なる複数の内訳書
- (3) 入札額だけが記入された内訳書
- (4) 発注者が「必ず記入」とした欄に記入がない内訳書
- (5) 内訳書の入札額が埼玉県電子入札共同システムに入力された入札額と異なる内訳書
- (6) 内訳書の合計金額（工事価格）が入札額と異なる内訳書

ただし、内訳書の工事価格と内訳書の入札額の差異が積算基準額等の端数処理の範囲内であると認められる場合、又は直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の合計金額が入札額と一致する場合はこの限りでない。

- (7) 直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の合計金額が、内訳書の工事価格及び内訳書の入札額のいずれにも一致しない内訳書
- (8) 工事名に誤りがある、又は記入がない内訳書
ただし、直接工事費の内訳（工種名）等から、当該入札の内訳書であると発注者が判断した場合は、この限りでない。
- (9) 入札参加者の所在地、名称・商号、代表者名の欄に誤りがある、又は記入がない内訳書
ただし、入札参加者の所在地に誤りがある、又は記入がない場合であっても、名称・商号、代表者名等から当該内訳書が入札書を提出した者の内訳書であると発注者が判断した場合は、この限りでない。
- (10) 上記（1）から（9）以外で発注者が「不備のある内訳書」と判断した内訳書

7 発注者の内訳書の確認

- (1) 内訳書の確認は、開札日時の30分前を目安として行うものとする。
- (2) 発注者は、開札前に内訳書の内容に不備がないことや他の入札参加者のものと類似性や規則性がないかを確認する。
- (3) 発注者が指定した様式以外の書式で内訳書が提出された場合、5及び6に規定する要件に抵触しなければ有効として扱うものとする。

8 労務費ダンピング調査の実施

落札者又は落札候補者が内訳書に記載した直接工事費が一定水準（当該工事の直接工事費の官積算額×中央公契連モデルの係数により算出）を下回った場合、発注者は、開札後速やかにその者に対して様式第1号によりその理由を確認するものとする。また、その理由が合理的でないとして発注者が判断した場合は、様式第2号により、改善措置を講じるよう要請するものとする。

9 その他留意事項

- (1) 内訳書は、国土交通省の「労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン」に基づき、必要に応じてその詳細を確認するものとする。
- (2) 談合その他の不正行為を疑わせる内訳書の提出があった場合は、杉戸町談合情報対応要領に基づき適切な対応を行う。
- (3) その他競争入札の実施に係る留意事項については、杉戸町契約規則及び杉戸町競争入札参加

者心得等に基づくものとする。

附 則

この取扱いは、令和8年4月1日以降に公告又は指名通知を行う入札から適用する。

様式第1号

年 月 日

杉戸町長 あて

(落札者又は落札候補者名)

所在地

商号又は名称

代表者名

理由書

□□□□工事について、当該直接工事費（労務費）が一定水準を下回った理由は、以下のとおりです。

様式第2号

杉 第 号
年 月 日

商号又は名称
代 表 者 名 様

杉戸町長
(公 印 省 略)

労務費ダンピング調査の結果に基づく要請

「□□□□工事」における労務費ダンピング調査の結果、十分な労務費を考慮した入札を行ったと判断できる合理的な理由が認められませんでした。貴社においては、建設業法及び関係法令を遵守するとともに、下記事項について改善措置を講じるよう、要請します。

記

指摘事項	入札金額の内訳書に記載された直接工事費（労務費）が適正な賃金を支払うために不十分と思われたため、その理由を確認した結果、合理的な理由を示さなかった。
要請事項	以降の入札においては、合理的な理由なく労務費を削減しないこと。